

各所属所長 殿

公立学校共済組合鹿児島支部長  
(鹿児島県教育委員会教育長)

令和6年度公立学校共済組合員証等の検認等について（通知）

公立学校共済組合では、地方公務員等共済組合法施行規程第97条の規定に基づき、被扶養者の資格確認（以下「検認」という）を毎年度実施しています。

ついては、別添のとおり「被扶養者調書」を送付しますので、別紙「組合員証等検認事務要領」及び「被扶養者調書記入例」に基づき、下記により必要書類を提出してください。

**また、令和6年1月4日付け公共鹿第935号「年収の壁・支援強化パッケージ」における事業主の証明による被扶養者認定の円滑化の取扱いについて（通知）」に記載の特例措置に該当する場合は、下記提出書類④、⑤の書類が必要となります。**

記

1 公立学校共済組合員証等の検認

(1) 対象者

令和6年8月1日現在、被扶養者として認定されている者。ただし、次に掲げる者は対象外とする（別紙「組合員証等検認事務要領」フローチャート参照）。

① 普通認定の被扶養者（給与条例上の扶養親族）

② 資格取得日が令和6年4月1日以降の被扶養者

※ **ただし、交流・出向等により他支部・他の共済組合からの転入による組合員の資格取得に伴い、被扶養者の認定を受けた者は検認対象となります。**

③ 中学生以下又は全日制高等学校在学中の子

(2) 提出書類

① 「被扶養者調書」（別添<確認・記入後のもの>）

② 「収入状況等申立書（特別認定被扶養者）」（様式1）

③ 特別認定の被扶養者に係る資格確認書類

④ 別添「被扶養者の収入確認に当たっての『一時的な収入変動』に係る事業主の証明書」（該当者のみ）

⑤ 最新の雇用契約書等（該当者のみ）

2 提出期限

令和6年10月31日（木）

**例年、書類の不足等が多いため、提出前に書類が揃っているか必ず確認してください。**

3 留意事項

(1) 被扶養者調書等は、提出する際に写しを所属所で保管しておくこと。

(2) 被扶養者の資格確認ができない（資格確認書類の提出等がなされない）場合には、被扶養者資格が確認できる日までさかのぼって被扶養者資格を取り消すこと。

提出及び問合せ先

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号  
公立学校共済組合鹿児島支部  
(県教育庁総務福利課内)  
担当 年金給付係 上園・上村  
TEL: 099-286-5220 FAX: 099-286-5663  
※ 県立学校における本文書の文書管理  
上の分類記号: 「B-7-2(共済組合)」